

開 発 計 画 相 談 書

(法第29条第1項事前相談用)

(事前相談用)

受付番号		受付年月日		住宅地図 P — —			
申請予定者			相談者氏名	電話 () FAX ()			
住所			設計者氏名	電話 () FAX ()			
氏名							
電話 ()							
開発行為の目的	住宅地開発・工業地開発 ・その他		予定建築物の用途				
開発区域に含まれる地域の名称	大和市						
設 計 の 方 針							
開発区域の状況	区 域 区 分		市街化区域・市街化調整区域				
	用 途 地 域		その他の地域地区				
	主たる接続路	道路の名称		主放た流る先	河川等の名称		
		管 理 者			管 理 者		
道 路 幅 員		m	整備状況				
土地の公共施設の整備計画及び利用及び	区分	宅 地	公共の用に供する土地			その他	計
			道路用地	公園用地	排水施設用地		
	面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
	比率	%	%	%	%	%	100%
	水道施設		ガス施設		汚水処理施設		遊水地
法第32条に規定する同意・協議		協議済・協議中・未協議 (年 月 日)		予定工期	年 月から 年 月まで		
※相談経過							

備考 1. 太枠内に記入してください。

2. 法第29条第1項許可の事前相談（図面審査）にあつては、次の図面を添付して下さい。

①開発区域位置図 ②開発区域区域図 ③現況図 ④公図の写し ⑤実測に基づく開発区域内の公共施設の新旧対照図 ⑥土地利用計画図 ⑦造成計画平面図 ⑧造成計画断面図 ⑨排水施設計画平面図 ⑩その他（求積図、道路断面図、排水施設断面図、給水施設計画断面図、擁壁の断面図等）

3. 必要に応じて土地の登記事項証明書等を添付して下さい。

事前相談のお願い (市街化調整区域)

◆市街化調整区域内で建築物の新築、増築、建て替え等を計画されている方は、次の資料を添えて事前相談書の提出をお願いします。

＜必須なもの＞コピー可

☐案内図

☐土地の登記簿謄本、登記事項証明書（現在）

（S45.6.10 から現在までの土地の履歴）

→法務局にて発行。

☐公図の写し

→法務局にて発行。

☐土地の登録証明書

→資産税課にて発行（有償／所有者以外の申請は委任状が必要）

【最新年度と5年前の2年度分の現況地目がわかるもの】 例：令和6年度と令和元年度分

＜その他必要なもの＞コピー可

☐土地の登記簿謄本、登記事項証明書（閉鎖）

☐建物の登記簿謄本、登記事項証明書（現在、閉鎖）

☐既存建築物の建築確認通知書、開発許可書等

→借用する場合があります。

☐農地転用許可済証明書（S45.6.10 以前の許可）

→農業委員会事務局にて発行。

☐航空写真（S44 年、S48 年）

→神奈川県庁にて発行。※1

☐現況図、土地利用計画図

→区画・形・質の変更を審査します。

☐既存建物平面図、計画建物平面図

→改築の適否審査をします。

☐

☐

☐

※1 神奈川県庁 県政情報センター（県庁新庁舎2階 Tel045-210-3723）

◎ 計画内容により上記以外に追加資料が必要となる場合があります。

その際は担当者よりご説明します。

大和市役所

まちづくり計画課 開発指導係

電話 046-260-5430

FAX 046-264-6105